

8.1%となりました。

鏡野町の比率は、計画的な地方債の繰上償還や借入れの抑制を行なったことや、一部の大規模事業に係る地方債償還が終了したことにより、昨年度と比べて16%比率が下がっております。しかしながら、平成25、26年度で実施した鏡野地域情報通信施設整備運営事業で借入れた起債の償還により、数値の上昇が見込まれるため、今後においては、借入れの抑制に努め、後年度の負担軽減を図ることとしています。

(4) 将来負担比率

地方公共団体の地方債や将来支払わなければならない可能性のある負担等の残高を年度末（3月31日）時点で算定し、すべての負担を含めた負担額を「財源の規模」と比較して指標化したものが「将来負担比率」です。

地方公共団体の一般会計が将来支払っていく負債には、一般会計の地方債残高のほか、将来の支払を約束したもの（債務負担行為）、町職員の退職手当、公営企業会計など他の会計の地方債残

高のうち一般会計が負担するべきものと見込まれるものなどがありません。

平成27年度における鏡野町の将来負担比率は、63.2%となりました。

鏡野町の比率は、平成26年度から28年度で整備を進めている、奥津・中谷地区簡易水道統合整備事業等に伴う公営企業債等繰上見込額の増加等によって、昨年度と比べて5.7%上昇して63.2%となりました。

(5) 資金不足比率

病院事業、水道事業、下水道事業など公営企業の資金不足を、流動資産や流動負債、料金収入等の規模で示される「事業規模」と比較して指標化し、各公営企業会計の経営状況の深刻度を示すのが「資金不足比率」です。

資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準比率
国民健康保険病院事業会計	—	20%
水道事業会計	—	20%
簡易水道特別会計	—	20%
公共下水道特別会計	—	20%
農業集落排水事業特別会計	—	20%
林業集落排水事業特別会計	—	20%

備考 1 各会計において、資金不足額が生じていないため「—」表示で記載しています。
2 各比率が、経営健全化基準を上回る場合は、自主的経営改善努力が義務付けられます。

お問い合わせ先
鏡野町総務課
電話(0868)54-2111

平成27年度における鏡野町の公営企業会計の資金不足比率は表のとおりで、全ての公営企業会計で実質的な資金不足額は生じておりません。

(参考) 平成27年度鏡野町各会計決算の状況

(単位：千円)

会計名		歳入決算額	歳出決算額	実質収支額(注1)
普通会計	一般会計	12,365,370	11,102,603	1,140,143
	津山・富線共同バス運行事業特別会計	6,405	5,949	456
	奨学会特別会計	9,042	5,973	3,069
	越畑専用水道特別会計	2,092	906	1,186
公営事業会計	国民健康保険特別会計(事業勘定・直診勘定)	2,247,703	2,200,566	47,137
	介護保険特別会計	1,734,595	1,713,371	21,224
	(注3) 後期高齢者医療特別会計	156,080	155,932	148
	法非適用 簡易水道特別会計	1,215,899	1,150,899	65,000
	農業集落排水事業特別会計	722,586	692,586	30,000
	林業集落排水事業特別会計	9,564	9,564	0
	公共下水道特別会計	878,584	878,584	0
	法適用 会計名	総収益	総費用	利益剰余金残高(注2)
	国保病院事業会計(損益計算書)	1,371,514	1,317,640	111,912
	水道事業会計(損益計算書)	254,034	231,276	493,318

(注1) 実質収支額 = (歳入決算額 - 歳出決算額) - (28年度へ繰り越して使用する額)

(注2) 利益剰余金残高 = 前年度繰越利益剰余金 + 純利益 (-純損失)

(注3) 公営企業会計の内、「法適用」とは、地方公営企業法の適用を受けている会計。「非適用」とは、適用を受けていない会計。